

全野協第21-26号
2021年10月22日

公益財団法人	日本野球連盟	御中
公益財団法人	日本学生野球協会	御中
公益財団法人	全日本大学野球連盟	御中
公益財団法人	日本高等学校野球連盟	御中
公益財団法人	全日本軟式野球連盟	御中

一般財団法人 全日本野球協会
アマチュア野球規則委員会



保護具の商標表示等の規定一覧の更新について

2021年8月10日付の全野協第21-15号文書にて通知致しました「保護具の商標表示等の規定一覧」に「走塁ガード手袋」（2022年のシーズンより適用）を追記しましたので別紙のとおりお知らせいたします。

なお、社会人野球については今後機関決定が必要なため「(予定)」として記載しております。

一般財団法人全日本野球協会（担当：高橋）
電話： 03-6262-5489
メール： baseball@bfj.or.jp

保護具の商標表示等の規定一覧

(JABA/JUBF/JHBF/JSBB 4 団体 2021 年 10 月 22 日現在)

※赤字は従前からの追記箇所

種別	社会人・大学	全軟連	高校
1. 手袋	商標表示：1か所（手の甲側） 大きさ：14 cm ² 以下 （色の規制なし）		商標表示：素材と同色で1か所のみ 大きさ：7 cm ² 以下 （色：ホワイトまたはブラック）
2. リスト バンド	商標表示：1か所 大きさ：14 cm ² 以下 バンドの長さ：15 cm以下 （色：単色） ※15 cmより長いもので前腕に装着するものはサポーターとみなし商標の表示は認めない。ただし、色は単色であれば白・黒、またはアンダーシャツと同色でなくても構わない。	商標表示：1か所 大きさ：14 cm ² 以下 バンドの長さ：15 cm以下 （色の規制なし）	使用が認められていない
3. サポーター	商標表示：認めない （色：白、黒。アンダーシャツと同色） ※原則として、ユニフォームまたはアンダーシャツ下に着用するものとし、その場合は商標表示の有無は問わない。	商標表示：1か所 大きさ：14 cm ² 以下 （色の規制なし）	商標表示：素材と同色で1か所のみ 大きさ：7 cm ² 以下 （色：ホワイト/ブラック/ベージュの一色） ※肘のサポーターは、外から見える部分には使用できない。

種別	社会人・大学	全軟連	高校
4. アーム スリーブ	商標表示：認めない (色：アンダーシャツと同色)	商標表示：1か所 大きさ：14 cm ² 以下 (色の規制なし)	高校野球用具の使用制限に定めて おらず、対応を検討予定
5. レッグ ガード	商標表示：1か所 大きさ：14 cm ² 以下 (色：単色)	商標表示：1か所 大きさ：14 cm ² 以下 (色の規制なし)	表面への商標表示を認めていない (色：ホワイト、ブラック、ネイビーのい ずれか一色)
6. エルボー ガード	商標表示：1か所 大きさ：14 cm ² 以下 (色：単色)	商標表示：1か所 大きさ：14 cm ² 以下 (色の規制なし)	表面への商標表示を認めていない (色：ホワイト、ブラック、ネイビーのい ずれか一色)
7. 手甲ガード	商標表示：認めない (色：アンダーシャツと同色 または黒色)	商標表示：1か所 大きさ：14 cm ² 以下 (色の規制なし)	使用が認められていない
8. リスト ガード	商標表示：認めない (色：アンダーシャツと同色 または黒色)	商標表示：1か所 大きさ：14 cm ² 以下 (色の規制なし)	※ サポーターと同様
9. ネック ウォーマー	公式戦での使用は認めない	公式戦での使用を認める。 (色は自由とする。)	使用が認められていない

種別	社会人(予定)・大学	全軟連	高校
10. 走塁ガード 手袋 ※2022年の シーズンより適用	商標表示：1か所 大きさ：14 cm以下 (色：本体、バンド、硬質部の色はそれぞれ単色で、黒・赤・青・紺のいずれかとする。また、全体で3色以内とする)	商標表示：1か所 大きさ：14 cm以下 (色の規制なし)	使用が認められていない
	本体の大きさ：縦 30 cm・横 13 cm以下 両面指先部の硬質部の大きさ：縦 12cm・横 10cm 以下 両面の手首を保護する硬質部の大きさ：手首から指先まで縦 18cm・横 5cm 以下		

注) 「5. レッグガード」「6. エルボーガード」の「単色」の適用は本体のみとする。(縁、バンド、固定具は含まない)

【日本野球連盟(社会人)/全日本大学野球連盟(大学)の規定に関する補足】

①. 「2. リストバンド」「5. レッグガード」「6. エルボーガード」の色の規制は、1年間の猶予を設け、適用は2022年からとする。

【全日本軟式野球連盟規定に関する補足】

①. 「7. 手甲ガード」は2021年度より使用可能とする。

②. 「2. リストバンド」「3. サポーター」「4. アームスリーブ」「5. レッグガード」「6. エルボーガード」「8. リストガード」の色規制適用を2022年からと予定していたが、軟式野球の特性から制限を行わないこととする。また、「7. 手甲ガード」の色規制も適用しないこととする。なお、いずれの保護具への商標は野球規則にならい「1か所」「14 cm以下」での表示を認める。

③. 各保護具への「ネーム」「背番号」の刺繍は認めることとし、色の規制も行わない。

④. 少年部(中学生)の取り扱いは上記とするが、中体連の取り扱いは別に定める。